

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年9月18日条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長又は美郷町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
1 町長	美郷町福祉医療費支給要綱（平成16年美郷町告示第5号）による福祉医療費の支給に関する事務
2 教育委員会	美郷町就学援助費事務取扱要領（平成18年美郷町教育委員会訓令第2号）による就学援助費の支給に関する事務

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	美郷町福祉医療費支給要綱による福祉医療費の支給に関する事務	地方税関係情報、住民票関係情報

別表第 3（第 5 条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	美郷町就学援助費事務取扱要領による就学援助費の支給に関する事務	町長	地方税関係情報、住民票関係情報
2 教育委員会	美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年美郷町条例第3号）による利用者負担額に関する事務	町長	地方税関係情報、住民票関係情報

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成27年12月24日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年美郷町条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1に定める事務)

第2条 条例別表第1の1の項で定める事務は、美郷町福祉医療費支給要綱（平成16年美郷町告示第5号）第6条に規定する福祉医療費受給者証の交付及び更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第3条 条例別表第1の2の項で定める事務は、美郷町就学援助費事務取扱要領（平成18年美郷町教育委員会訓令第2号。以下「就学援助要領」という。）第3条に規定する就学援助の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

(条例別表第2に定める事務及び情報)

第4条 条例別表第2の1の項で定める事務は、美郷町福祉医療費支給要綱第6条に規定する福祉医療費受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項で定める情報は、次の各号に定める情報とする。

(1) 受給者本人、父又は母若しくは当該受給者の生計を維持している扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める者。ただし、ひとり親家庭の児童にあっては当該児童の父又は母の兄弟姉妹を含む。以下「受給者本人等」という。）に係る市町村民税に関する情報

(2) 受給者本人等に係る住民票に記載された住民票関係情報

(条例別表第3に定める事務及び情報)

第5条 条例別表第3の1の項で定める事務は、就学援助要領第3条に規定する就学援助の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項で定める情報は、次の各号に定める情報とする。

(1) 就学援助要領第2条に規定する保護者（以下「保護者」という。）又は保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

(2) 保護者又は保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第6条 条例別表第3の2の項で定める事務は、美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年美郷町条例第3号。以下「特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例」という。）第3条に規定する利用者負担額の決定に係る事実についての審査に関する事務とし、同項で定める情報は、次の各号に定める情報とする。

(1) 特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例第4条に規定する支給認定保護者又は扶養義務者（以下「支給認定保護者等」という。）に係る市町村民税に関する情報

(2) 支給認定保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

附 則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。